

改正 平成11年3月広地域第246号
平成24年12月広地域第2692号
平成28年1月広総務第97号

平成14年4月広警務第631号
平成27年12月広地域第1659号

各部長・参事官
各所属長

近年における都市化現象、核家族化の進展、高齢化社会の到来などは、社会環境、生活形態、住民意識等に大きな変化をもたらすとともに、地域住民相互間の連帯意識の希薄化や警察と地域社会との結びつきの弱体化を招き、地域社会における伝統的な犯罪抑止機能はますます低下している。

以上のような現状を踏まえ、地域の要望等を的確に把握して警察活動に反映させるため、この度みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成7年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、派出所等連絡協議会の設置及び運用について（昭和57年2月16日付け広外勤第55号）その他により設置された交番等に係る協議会は、この要綱により設置された交番・駐在所連絡協議会とみなすものとする。

別添

交番・駐在所連絡協議会の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることにより、地域の意見及び要望を広く聴取するとともに、相互に協議検討し、効果的な地域警察活動の推進を図ることを目的とする。

第2 連絡協議会の設置

- 1 警察署長は、原則としてすべての交番の所管区、駐在所の所管区、各警察署の直轄する所管区ごとに、連絡協議会を設置するものとする。ただし、地域の実情に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区にまたがり、設置することができる。
- 2 警察署長は、連絡協議会を設置したときは、別記様式第1号の連絡協議会設置報告書により、地域部地域課長（以下「地域課長」という。）に報告するものとする。

第3 連絡協議会の構成

連絡協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）それぞれの所管区を担当する地域警察官（以下「地域警察官」という。）
- （2）それぞれの所管区内の居住者並びに官公署及び事業所等の従業者の中から当該警察署長が選任した者（以下「地域会員」という。）

第4 地域会員の選任等

- 1 警察署長は、幅広く地域の意見及び要望を把握するため、各分野から地域会員を選任するものとする。
- 2 一つの連絡協議会の地域会員数は、所管区ごとの実情に合わせ、効果的な数とする。
- 3 地域会員の任期は、おおむね2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 警察署長は、地域会員に選任等による変更があったときは、別記様式第2号の連絡協議会地域会員名簿を作成するものとする。

第5 連絡協議会の会則等の制定

連絡協議会は、必要により会則、規約等を制定するものとする。

第6 連絡協議会の会議の開催

- 1 警察署長は、地域警察官に連絡協議会の会議（以下「会議」という。）を年1回以上開催させるものとする。ただし、必要によりこれ以外に臨時的な会議を開催させることができる。
- 2 警察署長は、会議の開催に当たっては、必要に応じて警察署幹部及び他の専務係員を出席させるものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の設置及び運用に関する細目的事項は、地域部長が定める。

別記様式第 1 号
(第 2 の 2 関係)

別記様式第 2 号
(第 4 の 4 関係)